

障害児保育の充実について

1 概要

区では、障害児の保育認定時間については短時間(8時間)を原則としてきたが、預かり時間を延長してほしいという保護者からのニーズは高まっている。

令和6年度からは、保育所等における預かり時間を延長するとともに、障害児の安定的な受け入れ態勢を確保するため、保育所等に対する支援を行うことで、障害児保育の充実を図る。

2 事業概要

(1) 対象施設

認可保育所、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業

(2) 内容

ア 預かり時間の延長

障害児の保育認定時間を、短時間(8時間)から標準時間(11時間)に延長する。

イ 障害児保育にかかる加算の充実

私立認可保育所等に対する加算を、障害児1人あたり月額72,000円充実する。
(変更前)月額136,420円 (変更後)月額208,420円

3 予算額

198,290千円

4 スケジュール

令和6年4月

事業実施